

## 第49回岡山地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催期日

令和4年11月29日（火）午前10時

### 2 開催場所

裁判所大会議室

### 3 出席者

別紙第1のとおり

### 4 議事等

#### (1) 今回のテーマに関する意見交換

別紙第2のとおり（資料の添付は省略）

#### (2) 次回のテーマに関する意見交換

別紙第3のとおり

#### (3) 次回期日

令和5年5月31日（水）午前10時

(別紙第1)

出席者

委員	市	本	昭	彦
同	奥	野	寿	則
同	奥	村	吉	郎
同	阪	本		勝
同	島	崎		剛
同	竹	下	美	保
同	田	代	滉	貴
同	鶴	岡	良	孝
同	野	村	安	秀
同	濱	田		弘
同	三	木	良	一
同	水	舟	雪	枝
同	米	山	毅	一郎
同	渡	邊	佳	苗

(五十音順)

(別紙第2)

【今回のテーマに関する意見交換】

事務担当者

最初に、裁判所から民事調停制度について御説明させていただきます。

[裁判所からの説明]

事務担当者

資料に基づき説明

委員長

ただいま、裁判所から調停制度の現状や課題等を報告していただきました。委員の皆様の中で御質問等はございますでしょうか。

A委員

民事調停の結果別割合のうち約3割が不成立になっているのですが、不成立になった事件がその後どうなるのかについて統計等がありますか。

事務担当者

調停が不成立になりますと、その後解決する方法としては、訴訟を起こすということが通常想定されますが、統計等は取っておりません。ただし、調停を経た上で訴訟であれば、2週間以内に訴訟提起すると手数料が半額になるというメリットもございますので、恐らく訴訟に移行するものが多いものと想像します。

委員長

他の質問はありますか。

## B委員

一つ目の質問は、調停委員は一般市民から選ばれると説明されましたが、専門家もいるということなので、どのような基準でどのように選ばれるのかという点、二つ目の質問は、当事者に対して調停委員の身分や地位は明らかにするのかという点、三つ目の質問は、調停の当事者がこの調停委員が不適切だと思った場合に調停委員を忌避するようなことはできるのかという点です。

## 事務担当者

一つ目の質問について、調停委員は特に職業によって選んでいるわけではなく、本人の申出又は他の方からの推薦により、裁判所が面接を実施し、人格、識見が高いか否かという観点から選考した上で任命いたします。二つ目の質問については、当事者に対して調停委員の身分等は特に明かしておらず、民間の方である調停委員が関与していると説明しております。三つ目の質問について、裁判所が当該事案について、適任である調停委員を選んでいる以上、たとえ当事者から調停委員を代えて欲しいという申出があった場合でも、当該申出を受けて直ちに調停委員を代えるようなことはしておりません。ただし、調停委員から辞退されるという申出があれば、その点は考慮しようと思っております。

## B委員

他にも質問があります。手続選択のポイントとして、詳細な書面や証拠は不要と記載されておりますが、通常の裁判の場合、証拠を提出して、法律の専門家である裁判官が判断するため、それで当事者は判断結果に従うというような、心理的な拘束といいますか、感銘力というものがあると思うんですけれども、逆に詳細な書面とか証拠が不要で、しかも当事者が相席するのではなくて、それぞれと交互にお話しされるということになると、当事者の立場としては、声が大きい人や弁が立つ人

の言い分で調停が進められる不安を感じるような気がするんですが、これについて何か手当等はされていますか。それともう一つが、近隣トラブルで、隣人に謝罪を求めるといふ事例を紹介いただきましたが、仮にそのような事案が成立した場合、強制執行の具体的な方法、例えば謝罪するまでお金を払うというような間接強制が可能なのでしょうか。

#### 事務担当者

一つ目の質問について、調停は基本的には話し合いですので、裁判と違って白黒で決着をつけるということまでは考えておらず、円満な解決を求めています。訴訟では飽くまで当事者双方の争いがない部分について証拠は必要なく、争いがある部分については証拠を提出いただく構造になります。その点は先ほど私の説明の中でも、法的観点を踏まえて手続を進めると申し上げましたとおり、民事調停でも、当事者間に争いのある事項については、裏付けとなる証拠書類を提出してもらったり、証人のような方がいらっしゃるのなら、その方を呼んでお話を聞いたりすることもできますし、民事調停法に従えば、厳格な証拠調べという手続もできなくはないということになっております。いろんなバリエーションで手続を進められますので、特に訴訟のようにきっちりとしたものは必要ないですが、だからといって、声が大きいとか、うまいことを言う人に調停がなびくということは決してございません。以上の点については、調停委員に対しても、定期的に研修等を行い、スキルアップに努めておりますので御心配いただくことはなかろうかと思っております。

二つ目の質問について、近隣紛争において謝罪等が求められてる場合の解決方法は、調停の場で、直接当事者に謝ってもらう場合もありますし、どうしても顔を合わせたくないということであれば、当事者双方が納得した上で、調停条項の中に謝罪するという1文を入れるという形で終わらせるということが主ですので、後々の強制執行までは予定されていないだろうと思います。近隣トラブルは非常に感情的な対立が強くて、解決に導くのが非常に困難な事案ですので、私のここ3年ほどの

経験では成立したことがまずないです。調停条項の立て方によっては、金銭等の給付条項や何か物が越境しているからそれを引っ込めるとか、そういった行為を求めるとか、そのようなものであれば強制執行の対象になりますが、それ以外のものについては強制執行できないものもあります。

## 委員長

他にはございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、事前の配布資料の中で、本日の委員会において御意見を伺いたい事項としまして3点ほど示されております。まず1点目、これまでの民事調停の利用促進に向けた取組の問題点やお気づきの点等についてお伺いします。

## C委員

私は、家事調停委員と民事調停委員をそれぞれ4年ずつ経験したことがあります。調停委員を経験した立場からの実情とか感想からまずお話ししたいと思いますけれども、調停委員の仕事はとても難しいです。最初に研修等は受けるんですけども、傾聴と共感と受容の姿勢が大事だということで、話をよく聞いて、当事者に共感して受け入れるという姿勢で調停を進めるんですけども、話を聞いているだけでは到底まとまりません。ですので、どこかのタイミングで解決を見据えて双方に譲歩を促す必要があるんです。解決を見据える場合には、法的観点から訴訟になった場合の結論や、あとは当事者の事情とか履行可能性とかを考えて、双方に譲歩を促しますが、それで納得してくれる当事者もいれば、自分にとって不利な調停条項案を示された当事者は反発して、場合によっては調停委員というのは反対当事者の味方ではないかということで不満を持たれる方もいるので、こうすれば必ず調停はうまく進むというところはありません。事案の内容とか当事者の性格的などところを見ながら、1件ごとに対応を考えていくしかないかなということで、とても難しい仕事ではあります。調停委員のスキルアップという観点では、私の場合には最初に選任

された際、二日間研修を受けました。座学が中心でした。その他に年1回、調停委員が模擬調停を演じて、参加者で検討し合うケース研究会を実施されておりましたが、任意参加でしたので、参加されない方もいらっしゃいました。

あとは、もう一つ感想的なことを言うと、先ほどのスライドの説明の中でも事前評議の話がありました。私のいたところでも必ず期日前には事前評議を実施し、その中で裁判官と、今日はどの辺りのことを確認しましょうとか、この件についてはこの辺りの解決を目指していきましょうという協議をしていました。調停は基本的に調停委員の二人で進めていますが、必要があれば調停室に入りますよという裁判官もいらっしゃる中で、特に家事調停は、裁判官が同時に多数の事件を担当しているので、例えば、一つの事件で調停室に入ってしまうと、他の事件の協議をしたりとか、成立に立ち会って欲しいと言われたときに立ち会えないというような事情もあったりすることから、調停室に入ることをためられる裁判官もいらっしゃいました。

## 委員長

ありがとうございました。弁護士の立場として、事案解決に向けて調停手続を選択する判断要素はあるのでしょうか。

## C委員

私は民事調停をあまり利用しないです。話し合いによりまとまらなかった場合、結局、訴訟をしなければならないため、基本的には訴訟を考えます。調停にしたほうがいいような事案といえば、例えば、訴訟にすれば勝てるんだらうけど、判決だけもらっても仕方がないので、履行可能性のことを考えたら話し合いによる解決のほうがいいだらうなという場合には調停を選択することもあります。それから、例えば、交通事故でこちら側に責任はあるのですが、相手が過大な請求をされている場合、こちらから訴訟する方法もあるのですが、加害者という立場上、いきなり訴訟もど

うかという場合には調停で話し合いをしましょうということもあります。あとは費用がかからないという点に関して、弁護士が依頼を受けてしまえば弁護士費用が発生します。そうすると少額の場合には弁護士費用をいただいてまで手続をするのはどうかかなというような事案に関しては、御自分で調停を申し立てることを勧めることもあります。

#### D 委員

民事調停の新受件数のグラフの形状を見て、倒産の件数の推移と割と似ているなと率直に感じました。平成元年頃のバブル絶頂期から平成5年頃にバブルが崩壊して、平成13年、15年辺りを見ると、平成11年に金融ショックといわれるものが解消されて、それから平成20年にはリーマンショックが起きましたが、平成25年からアベノミクスにより倒産件数がぐっと減ってきている。結局、お金がうまく流れている時代には、割と倒産もない、それから紛争も少なくなってくるんじゃないかなというふうな気がしております。コロナ禍の現在、元本無保証で3年間返済の責務がないといういわゆるゼロゼロ融資の返済が令和5年5月から始まります。そうしたときに、やはりお金の流れが悪くなる可能性があると考えておりますので、民事調停制度の周知も必要になってくると感じております。そこで、どのように利用促進を図るかという点については、例えば、いろんな媒体を通じて周知することは有効と思います。また、金銭の貸し借りや会社関係のトラブルといった場合、やはり相談をどこにするかという点が重要になりますが、県下に約32か所ある商工会議所及び商工会には、経営の相談に乗る経営指導員が約数百人いるので、その方々に対して、年に1回ある研修等を通じて民事調停制度を周知いただければと思います。

#### E 委員

PRという面でマスコミの立場から少しお話いたします。私たちは、社会性が高



いものや、多くの人に関わるニュースを優先的に取り上げているところ、調停は、非公開であることや、他の人に関わらない家庭の中や近所同士のお話であることから、私は一度も民事調停のニュースは読んだことがございません。しかし、今日のお話を聞いていますと、やはり、家庭の中や近所のもめごとというものは、もしかしたら一番私たちの身近にあるものなんじゃないかなと考えまして、そういうもめごとで悩んでいる方々の解決の選択肢を増やしてもらおうということで、民事調停をテレビで取り上げていくこともあっていいのかなと思いました。ただ、裁判のように映像にはできないので、模擬調停等を行っている様子を積極的に取材することが考えられると思いました。そういったPR活動を地道にやって、身近な制度だということを取材のチャンスと捉えて、いかに伝えていくかということを考えていかなければいけないと思った次第です。

## B 委員

先ほどの説明の中で紹介いただきましたテレビ番組を見て、私は一市民として民事調停を利用しようかと思うと、多分しないと思うんですね。なぜなら、調停制度のメリットが全然アピールされてないからだと思います。また、先ほど弁護士の委員がおっしゃられたように、民事調停で話し合いによっては解決しないことがあるというデメリットの部分も説明する必要があると思います。具体的には、法律的な問題が生じた場合に弁護士等の法律の専門家に相談するのは敷居が高いけれども、民事調停は弁護士に相談しなくても、わずかな金額で気軽に利用でき、調停委員や裁判官、専門家の話も聞ける。そして、確かに調停が不成立になることはあるけれど、調停が不成立になったとしても訴訟に移行する場合には訴訟の申立費用が2分の1になる等という金銭的メリットのアピールが考えられると思います。基本的には、私の個人的な意見なんですけれども、裁判所がお金のお話を積極的にアピールして営利目的みたいな形になるっていうのは、多分難しいんだろうと思うんですけれども、結局皆様が利用するかしないかというのはお金の問題だと思うので、その部分は

弁護士等に相談するよりも格安で迅速にお手軽にこの制度が利用できるっていうところをもっと全面的に出して、その中で調停制度のメリットをアピールした方がいいと思いました。

以前、裁判所から提供いただきました統計資料を拝見すると、通常民事事件の訴訟件数が令和3年だと地家裁合計で40何万件あるのに、民事調停の件数は約3万件しかない。これまで話した調停のメリットを出していかないと利用促進には繋がらないんじゃないかと思いました。

#### 委員長

ありがとうございます。裁判所としても資料で紹介されたような利用促進の取組はなさっているんでしょうけど、根本に立ち返って、メリット、デメリットを踏まえて、そもそも論としての調停制度から周知する場を設けていただきたいという趣旨の御意見と承りました。

#### F委員

調停制度を利用促進する目的が、利用者の負担の軽減を主な目的とするものなのか、それとも裁判の数を圧縮して裁判が本来必要なものに対して対応が十分できるような制度仕組みを確保することが主たる目的なのかによって踏み込み方が違ってくるとは思いますが、例えば、調停手続が不成立になった場合、2週間以内に訴訟提起すれば手数料が半額になるといったことは私も存じ上げなかったもので、そういったメリットがあるということを前面に出していくことが効果的ではないかと感じております。また、私たちは消費者からの相談を受ける窓口ですので、相談の中で調停制度の利用をお勧めすることもございます。そこで、相談機関に対して調停制度の研修や出前講座等をしていただくと、調停制度の利用促進に繋がるのではないかと感じております。

## A委員

私の会社には近所トラブル等、様々な投書や苦情相談のようなものがきます。これらは新聞では取り上げられないため、然るべきところに相談するように回答するのですが、弁護士に相談するには敷居が高かったり、相談にお金がかかるためか満足いただけない方もいらっしゃいます。結局、悩みを潜在的に抱えている皆様は、どこに相談すればいいか分からない上にお金は余り使いたくないということだと思います。そこで質問ですが、民事調停について相談する窓口というと裁判所になるのでしょうか。

## 事務担当者

簡易裁判所の受付の窓口では、民事調停の申立ての内容に応じた申立書の書式や手数料等、手続に関する相談には応じることができますが、事案の中身については、調停の場面でそれぞれの言い分を聞いた上で判断することになるため、窓口での相談の段階ではお答えできないということは御了解いただきたいと思います。

## A委員

近隣トラブルのようなマスコミで取り上げることが難しい悩みを抱えている方々に対して紹介できる相談窓口が分からないため、いよいよ困った方につきましては弁護士に相談してくださいといった回答をしています。今までのお話からすると、相談できる窓口が分からない点が、民事調停の潜在的なニーズが拾い上げられてない理由の一つとしてあるのかなと思いました。

## 委員長

先ほど、F委員から消費者からの相談の中で調停等を勧めるような場合もあるという御発言があった際、調停制度をうまく伝えるための研修の場があればという具体的な御提案がありました。

## F 委員

例えば、敷金を返して欲しい等という御相談があった場合、費用面を考えると調停制度の利用が頭に浮かびます。そのときに裁判のほうが調停に比べてやはり圧倒的に知名度が高いため、調停制度の概要や裁判に比べてハードルが低いということに関して理解が得られるよう、きちんとお伝えする必要があります。私ども以外の相談窓口もたくさんありますので、そこに民事調停の具体的なメリットや手続の特徴を教えて差し上げると、説明しやすくなって、結果的に利用が増えるのではないかと考えます。

## 委員長

ありがとうございます。裁判所が事案の中身も含めた包括的な窓口になることが難しいということであれば、法的な問題を抱えるような人たちが相談する機関が連携するということが重要ではないかということが個人的な感想です。

## G 委員

そもそも、誰をターゲットに広報活動を行うのかということに尽きるのかなと思います。調停を利用したいですとか、調停は知ってて使ってみようかなってという人にとっては、手続の流れですとか、特徴を説明するのでも十分かなと思うのですが、一応困りごとはあるけど、調停までいくのはどうなのかという人にとっては、果たして単に手続を説明するだけで広報ないしは周知になっているのかなというのは若干疑問に思うところです。飽くまで一意見ですけども、事案の内容によって調停を利用せずに訴訟を選択する方が良い場合もあると思いますが、必ずしもそうではない場合に、そのような問題を抱えている方に対してどのように調停の仕組みを広報するかというと、まず、もめごとを解決するときに第三者に割って入ってもらうことにどういうメリットがあるのかっていうことを、より根本的なレベルで

丁寧に説明した方がいいのかなと思いました。幾ら非公開とはいえ、金銭ですとか近隣関係、あるいは家族関係のような、かなりプライベートな話に見ず知らずの人が入ってくるっていうのは抵抗があるとか、そんな調停の仕組みを使って仰々しい話にしなくてもという人は結構多いのではないのかなと思っております。そういう人を対象に調停という仕組みを広報するのであれば、利害関係者ではない誰かを挟むことが、紛争の解決にどのように役立つのかということがより重点的に示されるべきなのかなと思っております。もちろん、費用の低廉性ですとかプライバシーの問題というのも、利用を考える人の不安を払拭するという意味ではもちろん重要かと思いますが、まずは以上の点を明確にすべきなのかなと思っております。ではこの点をどういうふうに説明すべきかということ、やはり調停が話し合いのための仕組みであるということがポイントになるかと思えます。紛争の解決というと、どうしても勝ち負けを決するというイメージがあると思いますが、調停は必ずしもそうではなくて、話し合いを重ねていく中で当事者の中で落としどころを探して合意に至るところにあるのではないかなと思います。他者の意見も適宜織り交ぜながら話し合うことで紛争を解決できることもあるのだ、調停はまさにその場を提供するためのものなのだ、ということが、広報を行う上での出発点とされるべきなのではないかなと思っております。

まとめますと、調停に関心がある人だけではなくて、調停を知らない人、あるいは調停に少し抵抗がある人までターゲットを拡大して広報を行うためには、話し合いが紛争解決に有効な場面もあるのだという点、及び単に話し合うのではなくて、第三者を交えた話し合いが有効なことがあるのだという点が明確に示されるべきなのかなと思いますし、その中で調停のメリットないしデメリットが明確に提示されるべきなのかなと思っております。

## H委員

実は調停の経験がございまして、本来の意味では当事者ではないのですが参加さ

せていただきました。感想として申し上げますと、裁判に比べて格段に時間、コスト、便利さ、簡便さが全く異なると感じました。確かに白黒付けなければならない場面というのはありまして、言いがかりに近いような場合は即不成立でお願いするんですが、グレーゾーンのような事案について解決を図る意味では調停という場というのは非常に有意義だと感じております。ただ、調停という法律用語の意味が一般の人に分かっていただいているかなというのは疑問に感じます。そういう意味でいえば、例えば、職安をハローワークと言い換えたりするように分かりやすい言葉を使うのも一つの手かなと感じました。

質問があるのですが、外国人労働者に対する賃金の未払い等、外国人で問題を抱えている方にも調停制度は有効になるものなのでしょうか。

#### 事務担当者

外国人であるか日本人であるかを問わず調停制度は役に立つ制度だと理解しております。ただし、外国人の方で日本語がお話になれない場合には、通訳人が必要になる場合もあります。調停委員の中で外国語ができる方もいらっしゃるのですが、事実上、通訳をしながら調停をしてもらうこともあったりします。

#### I 委員

私は過去に自転車に乗っていた際、相手方が突っ込んでこられた上に相手方が倒れてしまったことがありました。自分が契約している自動車保険に弁護士特約が付いていたので、弁護士に相談したところ、解決に至った訳ですが、その際に民事調停という話はなかったという記憶です。自分は、民事調停という制度があることをそのときに知らなかったということが残念でもあり勉強不足だったという感想です。調停制度は、日本人らしいというか、話し合いで解決しましょうというところが素晴らしいものだと思います。そして、実際に困ったことになって話を聞いていただきたいという方は必ずいると思いますので、ニーズに合わせて法整備を変更して

いくということも非常にいいかなと思いました。また、裁判所のホームページから民事調停の書式や記入例等を拝見しましたが、法律について素人の私でもそんなに困ることはないかなと思います。そう考えると、やはり入口の段階で民事調停という選択肢があるということを知ってもらう点に検討すべき点が残っているのではないかなと思います。そこで、民事調停の相談窓口がどこなのかという先ほどからの議論が出てたんですけども、一企業として考えたときに、会社の中には心療内科にかかれる方がいらっしゃるのですが、その方々のお話を聞くと原因として会社内での人間関係という話もあるのですが、意外とプライベートに関する話が出ることもあります。会社としては健康に、安全に仕事していただきたいという思いがある中で、選択肢として民事調停という制度があることを御紹介できていなかったのかなというところを感じました。

## J 委員

一般の方にとっては裁判所に行くというだけで敷居が高い中で、一体どれだけの人が調停という法律用語を知っているのかと疑問に思います。私どもの機関でも他の行政機関と連携しながら活動しておりますが、裁判所の方でも連携機関があれば、その機関に民事調停を周知していくことが重要だと思います。また、それを報道してもらったりすると、より利用促進に繋がるのではないかなと思います。

## F 委員

先ほど、裁判所のホームページに掲載されている申立書の書式のお話がありましたが、一般の方々にとっては、民事調停の申立内容によって、どの書式を使用した方がいいのかイメージが難しいのではないかなと思いました。例えば、先ほど申し上げたような敷金を返してもらいたいという事例があったときに、恐らくぴったり当てはまるものがないため、どれを使えばいいのか悩まれると思います。いざ民事調停を利用しようと思っても、書式が簡単に取り出すことができずシャットアウトされ

てしまうような印象を受けたので、フローチャートのような、この申立てはこの書式というように流れるような仕組みがあれば、利用にまで至るのではないかと感じました。

## K委員

私は民事調停を勧めることも多いです。私が代理人として民事調停を申し立てることも結構ありまして、先日、他の弁護士さんと話をしたときには、一般的な弁護士さんよりも私は結構使ってる方かなと思います。どういうときに使うかといいますと、やはり訴訟は原告、被告になるので、先方を被告呼ばわりしてしまうわけですよね。だから一つあるのは、家族間のお金の貸し借りであるとか、成年後見人として御家族との問題を解決しなければならない場合に民事調停がまずファーストチョイスで出てきます。他には紛争の規模が小さい事件で、例えば、請求の趣旨を書くのに図面を付けなければならないような事案の場合、図面を作るのに費用がかかりますが、民事調停では図面の代わりに写真等を添付するなどして請求の趣旨の概要を記載すればいいところがあるので、そういうときには非常に使いやすい制度だと、弁護士としては思っています。あとは、経済的な規模からして、弁護士費用を払ってまで解決することが難しいような事件のときにも、民事調停の申立てを御自分でされてみたらどうですかという案内はよくしています。だから、個人的には民事調停がむしろ優れているところ、費用が低廉というのは、裁判所の資料の中にも出てきてはいるんですけども、弁護士を使わずに申立てができるというのが一番の強みなのかなと思います。訴訟はやはり相手方との対立構造になってしまうので、飽くまで話合いで解決ができるところが私としては一番民事調停のメリットなのかなと思っているので、そういったところを前面に押し出した広報というのがいいのではないかなと思いました。

## 委員長



次に民間企業と比較して官公署特有の問題点について御意見を伺いたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

#### L 委員

裁判所という立場から踏み込もうと思っても踏み込めないようなところが制度上あるわけです。利用促進と言いながら、そんなに強く打って出ているのかという問題もありまして、裁判所の立場からすると、本来、民事調停を使うのにふさわしい人が使うようにして欲しいというところなんです。民事調停の数だけ増やせばいいというわけではない。ただ、裁判所としては個別具体的な人に対して、踏み込んだ形で案内することはできなくて、一般的な手続の説明にとどまらざるを得ないです。そのところをどのようにフォローしていくのかというところについて、先ほどターゲットを考えなければならないとか、あとはいろんな関係機関と連携を取りながらという話は非常に参考になったかなと思っているところです。裁判所という立場を踏まえて、公の機関としての縛りもある中でいろんな機関と連携を取りながらという形で補っていかないといけないのかなと思っています。

#### M 委員

実際に訴訟をやっている立場から言わせていただきますと、訴訟まで起こさなくても、もう少し他の手段があったのではないかと感じる場面が結構あります。例えば、専門性の高い建築関係の訴訟ですとか医療関係の訴訟でも、訴訟が始まってから、地方裁判所のほうで調停に付するという選択があります。調停委員を選任して、調停で事件を解決する手段をとることがあるんですね。そうすることで適切な解決に導くということが結構できるというのがありまして、医療の訴訟でも、医療の訴訟というと非常に構えてしまうようなところがあるとは思いますが、訴訟が始まって2、3回ぐらいで和解が成立するっていう事件が実はあるんです。こういったケースでは、最初から調停という選択肢があれば、調停委員の中にも医療の

専門家の方もいらっしゃいますし、弁護士の中にそういった医療訴訟の経験がある方もいらっしゃいますので、そういった調停委員を選任して、調停での話合いの場を設けていれば、訴訟に至らなくても解決できたのではないかとということが結構あります。ですからそういう意味では手続の選択という面でもう少しファーストチョイスという意味で調停というものが検討されていいのかなと感じました。また、今日、各委員の方々から、利用促進の働きかけに関する様々なお知恵をいただきましたので、そういったところは裁判所としても参考にさせていただけるのかなというふう感じたところがございます。

#### B委員

ここまで議論して、このようなことを言うのも何なんですけれども、利用促進ということなので申立件数をアップしていきたいというところに目的があるのかと思ってたんですけれども、どうもそうではないというのが、先ほどのお話に出てきましたので、一体何のための議論で、どういうことを最終的な目標にしているのかというところを明確にしておくべきだったなというふうな感想を持ちました。

#### G委員

今までの議論をお伺いしてまして、裁判所の広報の趣旨としては、専ら紛争解決の選択肢の多様性を示すこと、それ自体にあったのかなと思います。これに対して実際のニーズはどうなのかというと、我々の身の回りには、いろんなもめごとがあると思うんですけど、このもめごとは自費で解決できるだとか、ここから先はちょっと無理だから訴訟を使おうとか、そうではなくて中間で調停を使おうかなみたいな、その相場感がないというところに尽きるのかなと思っています。そういう意味では裁判所の選択肢を示すという広報の方向性と、相場感がないというニーズが根本的にかみ合っていないのかなという気がいたします。選択肢を示されても、結局それをどのように使いこなせばいいのかよく分からないというところに問題の根本が

あると思うので、その点をどうすべきなのかなということが問題の核心であると個人的には思っていますし、もしかしたらそこら辺が利用の伸び悩みみたいところに繋がっているのかもしれないなと思っております。なので、このミスマッチみたいなものをどのように解消すべきなのかっていうことなんですが、やはり、裁判所のほうで、こういうときはこの制度を使ってくださいというのはなかなか言いづらと思いますので、この点、誰がどのように利用促進すべきなのかというのは、そもそも裁判所以外にも誰がそれを勧めるべきなのかというところから考えないといけないのかなということを考えるに至りました。

#### 委員長

裁判所が調停制度の件数をもっと増やすように利用促進を考えているわけでは必ずしもないということではよろしいですかね。

#### L 委員

客観的に見ますと、平成15年のピークを除外しても、最近民事調停の件数が減っていることは減ってるわけです。ただ、その意味をどう捉えるのかというのは非常に難しいところで、本来利用すべき人が利用していない結果だとすれば、それは困ったことです。ただ、何が何でも調停の件数だけ増やせばいいという意味ではないので、そこは誤解されないようにという趣旨です。だから本当に調停を使うべき人が使うようにすべきであると。そのためには裁判所として、今までやってきたところとして足りないところは何でしょうか、という趣旨だと理解していただければと思います。

#### 委員長

そうだとすれば、そもそも論としての調停制度とは何かっていうことをもっと周知すべきであるということで、具体的にどういうことに気を付けるべきかという、

その点の発言が各委員から出されたところですよね。で、G委員やB委員の指摘は、利用促進と言うけれども、これは件数を増やせということなのか、それともこういう制度があるということをもっと知らしめるための問題として論じてきたのかってということで、それははっきりさせるべきだという御指摘でよろしいですか。

#### B委員

今回のテーマが、訴訟に至る前に様々な紛争解決手段があって、それを適材適所じゃないですけども、そういうところをちゃんと皆様に周知する、そのためにどうしたらいいのかというテーマ設定が明確になされていれば、もっと議論は違う方向で考えることもできたのかなと思いましたものですから。

#### 委員長

G委員はそういう意味で、誰に対して、何を伝えるかによって方法論としては違ってくるといことも指摘されて、しかしながら、見る側、我々を含めた一般の市民と、裁判所としてこの制度をどのように知らしめ、利用すべき人に利用してもらうように周知するかという、お互いの目的がうまくかみ合っていないんじゃないかという問題点の指摘でよろしいですか。

#### G委員

そうですね。結局、本来調停を使うべき人が誰かというところが分からないと、どうしても意見もかみ合わないかなと思った次第です。

#### 委員長

はい。ありがとうございます。

ちょっと私自身もその辺を明確にしてなかったのかもしれない。漠然と紛争解決手段としての調停制度の存在意義をいかに伝えるか。そしてその結果として、合

目的的な利用がどのように増えていくか。この辺を増やすために何をすべきかの意見交換の場だというふうに認識はしていたんですけれども、それを最初から示さなかったのは私の不手際でございましたが、それぞれの委員の立場から、それぞれの利用状況ですとか、利用に当たっての問題点とかの意見は出されたかと思います。それを今後裁判所では参考にして、このような問題に取り組んでいただければと思うわけですが、ここでは何らかの結論を出すということではありませんので、皆様それぞれ御意見はもう賜ったということですのでよろしいでしょうか。次回に持ち越す必要はございませんでしょうか。

#### H委員

実は友人に関東地方で調停委員をしている者がいましたので、話を聞いてみたんですが、先ほど研修でスキルアップされているため問題ないというお話がありましたが、一つ言われていたのが、持続的な研修をしっかりと欲しいということです。調停委員というのは、弁護士ではなくて一般人なので、いろいろなもめごとを言われて、どうすればいいのかよく分からないところを、何となく現場の知恵でやっているそうです。コロナの関係がありましたので、横の繋がりもなかったのも、ぜひ研修や調停委員との繋がりを持ちたいという御意見がありました。岡山県ではうまくいってるかもしれませんが、そこはちょっと余計なお世話かもしれませんが以上です。

#### 委員長

はい。ありがとうございます。では御意見として反映させていただきたいと思えます。

(別紙第3)

**【次回のテーマに関する意見交換】**

委員長

次回のテーマですけれども、委員の方で何か取り上げていただきたい御意見がありますでしょうか。裁判所からは、コロナ禍以降、これまでの参集型の形式に加えてオンライン形式や参集型とオンライン形式を合わせたハイブリッド形式の広報行事も実施しておりますところ、コロナ収束後を見据えて次回テーマについては、これからの広報行事について取り上げてはどうかという意見が出ていると聞いております。委員の皆様いかがでしょうか。

それでは、次回のテーマは、これからの広報行事について取り上げることにいたします。